

証券コード 6069
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都渋谷区東三丁目16番3号
トレンダーズ株式会社
代 表 取 締 役 会 長
岡 本 伊 久 男

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2022年6月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

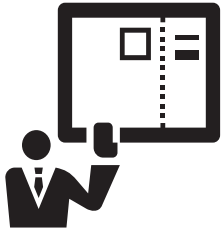
1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午後2時
[受付開始予定 午後1時30分]
2. 場 所 東京都渋谷区東三丁目16番3号
エフ・ニッセイ恵比寿ビル1階
貸会議室（セミナールーム）
(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.trenders.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類「連結注記表」
 - ③ 計算書類「個別注記表」なお、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、これらの事項も含まれております。また、監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、これらの事項も含まれております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染防止へのご協力をお願い＞


- ◎株主様におかれましては、冒頭でご案内いたしました、書面またはインターネットにより議決権を行使いただき、当日のご参加はなるべくお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会の運営スタッフは、検温、マスク着用のうえで参加いたします。
- ◎ご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ◎ご出席くださる株主様には、マスクの着用や、受付での体温測定など、感染予防に向けたご配慮・ご協力をお願いいたします。
- ◎ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方等におかれましては、ご出席を見合わせることもご検討ください。
- ◎当日体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけさせていただく場合がございます。
- ◎ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。予めご了承ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月28日（火曜日）
午後2時（受付開始：午後1時30分）




書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後6時到着分まで



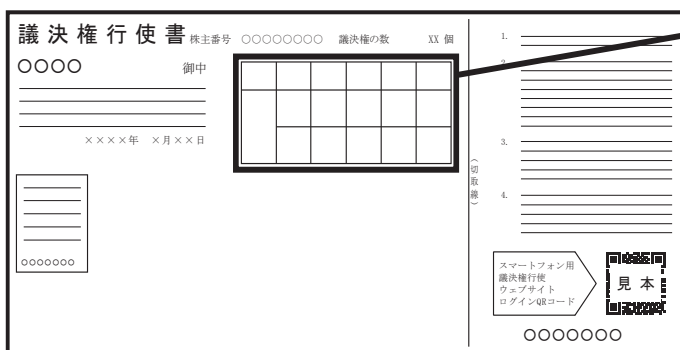
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印

- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

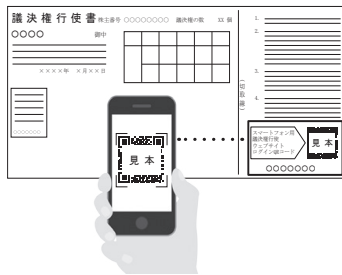
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

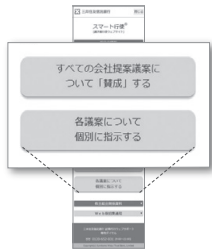
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

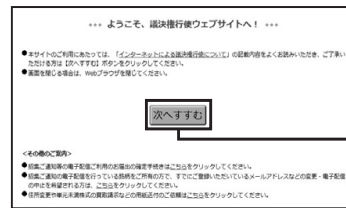
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

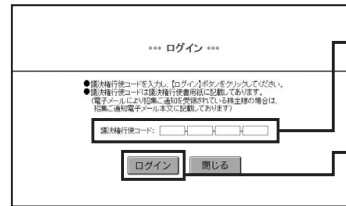
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

SNSが生活者の意識や購買行動に与える影響が増している現在、企業においても、SNSを活用したマーケティングに注力する動きが加速しております。

当社グループが属するインターネット広告市場は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があった中でも着実な成長を続け、2021年の市場規模は2兆7,052億円（前年比21.4%増）に到達し、マスコミ四媒体の広告費の合計を初めて上回りました。また、2021年の日本の総広告費も前年比10.4%増の6兆7,998億円であり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込んだ前年から回復しております。（株式会社電通「2021年 日本の広告費」）

こうした環境のもと、当社グループにおいては、顧客企業及び生活者のニーズに合致するSNSを軸としたデジタルマーケティングソリューションの開発・提供に注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	6,557,825千円	前期比96.7%増
営業利益	593,398千円	前期比29.7%増
経常利益	591,790千円	前期比28.3%増
親会社株主に帰属する 当期純利益	399,768千円	前期比28.3%増

セグメント別の業績は以下のとおりです。

①マーケティング事業

マーケティング事業は、「マーケティングソリューション領域」と「ブランド・メディア開発領域」の2領域から構成されます。マーケティングソリューション領域においては、企業のPR・プロモーションを主にデジタル・SNS領域で支援しております。ブランド・メディア開発領域においては、海外ブランドの輸入販売や自社メディアの開発・運営を行っております。

本事業においては、マーケティングソリューション領域のインフルエンサーマーケティングと美容メディアであるMimiTVが好調に推移し、当該サービスとの連携強化及び特定代理店との取引増加によりSNS広告の取扱額も拡大いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	6,492,056千円	前期比126.6%増
セグメント利益	645,650千円	前期比57.5%増

②インベストメント事業

インベストメント事業は、保有する資金を効果的、効率的に運用するため、非上場会社等への投資を行っております。

本事業においては、営業投資有価証券として保有する社債の利息収益が発生しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	65,769千円	前期比86.0%減
セグメント利益	52,837千円	前期比62.6%減

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は51,652千円で、その主な内容は、自社メディアにおけるソフトウェアの開発によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は一時的な運転資金の確保のため金融機関からの借入を行っており、当連結会計年度末の借入金の残高は700,000千円であります。

また、新株予約権の行使請求に伴い、54,000株を発行し7,324千円を調達いたしました。

(4) 重要な企業再編等の状況

2022年2月7日付で、株式会社クレマン斯拉ボラトリーの全株式を取得し、連結子会社といたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2019年3月期)	第20期 (2020年3月期)	第21期 (2021年3月期)	第22期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	2,878,038	3,079,986	3,333,434	6,557,825
経常利益(千円)	491,509	224,091	461,418	591,790
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	317,195	331,122	311,636	399,768
1株当たり当期純利益(円)	43.46	45.83	43.91	55.96
総資産(千円)	2,770,978	3,434,705	3,776,311	4,711,576
純資産(千円)	2,221,423	2,364,715	2,487,647	2,792,212
1株当たり純資産額(円)	302.68	329.89	349.51	388.85

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2019年3月期)	第20期 (2020年3月期)	第21期 (2021年3月期)	第22期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	2,614,506	2,539,618	2,872,217	5,570,416
経常利益(千円)	583,313	216,774	267,665	192,939
当期純利益(千円)	396,483	221,336	180,391	139,655
1株当たり当期純利益(円)	54.33	30.63	25.42	19.55
総資産(千円)	2,797,491	3,416,103	3,624,715	4,327,761
純資産(千円)	2,293,682	2,334,217	2,325,905	2,371,445
1株当たり純資産額(円)	313.53	325.63	326.77	330.20

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

子会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社MimiTV	59,400千円	100.0%	SNSに特化したメディア運営等
株式会社クレマン斯拉ボラトリー	1,000千円	100.0%	化粧品等の企画、開発、販売業等

(7) 対処すべき課題

当社グループでは、以下の事項を主要な課題として認識し、今後も持続的な成長を図ってまいります。

① 事業面

(i) 競争力のあるマーケティングサービスの開発

当社グループの主力事業である、マーケティング事業のマーケティングソリューション領域が属するインターネット広告市場は、市場が順調に拡大している一方で、トレンドが移り変わるスピードは非常に速く、かつ競争環境は年々激化しております。そのような中、当社グループが継続的に収益を拡大させていくためには、競争力のあるサービスを開発し、マーケティングのプロ集団として顧客企業へ価値を提供し続ける必要があります。そのため、インフルエンサーマーケティング領域やMimiTV領域などの継続的な進化に加えて、美容領域のマーケティングに特化した事業部を配置するなど、各個人およびチームの専門性を一層高めることに注力してまいります。

(ii) 新規事業の立ち上げ及び収益化

当社グループの主力事業であるマーケティング事業のマーケティングソリューション領域の成長に加えて、新規事業の立ち上げ及び収益化が課題だと認識しております。そのため、当期はブランド・メディア開発領域における韓国コスメの輸入販売やクリエイターマッチングプラットフォーム（たいあっぷ）などの新規事業に積極的な先行投資を行いました。今後も、新規事業の収益化に向けた事業投資は継続し、M&Aも積極的に検討してまいります。

② 組織面

(i) フレキシブルな働き方の推進

当社グループの継続的な成長のためには、能力と意欲を兼ね備え、当社グループの文化や価値観に共感する優秀な人材の採用と、そのような優秀な人材が長期にわたってやりがいを感じ、生産性高く働くことができる環境を整備することが重要であると考えております。そのため、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を実現するためにNWS (New Work Style) というオフィス勤務とリモートワークを併用する働き方やフレックスタイム制度を導入すること、社員の学びをサポートする制度を整備すること、挑戦を歓迎する文化を醸成することなどに取り組んでおります。

(ii) 多様性を重視した組織運営

当社グループを構成する社員 1 人 1 人の個性・才能が発揮されるためには、性別や年齢・年次に関わらず機会が与えられる環境であることが重要だと考えております。そのため、女性活躍やD&I (ダイバーシティ&インクルージョン) を推進しており、2021年には二度目の「なでしこ銘柄」の選定を受け、企業のD&Iを評価する認定制度「D&I AWARD 2021」においてADVANCEDの認定を受けました。今後も、多様性を重視した組織運営を進めてまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値の最大化のためコーポレートガバナンスの実効性を重視し、内部統制の継続的な強化を推進しております。また、当社グループの事業に関連する法規制や社会的要請等にも適切な対応をすべく、引き続き内部管理体制の整備及び改善に努めてまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社グループは事業運営上、多くの個人情報を含む機密情報を保有しております。そのため、個人情報等の機密情報の保護に関しては重要課題であると認識しており、社内規定の厳格な運用、機密情報の取り扱いに関する定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備を行い、一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) のプライバシーマーク (Pマーク) も取得しております。今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは「マーケティング事業」と「インベストメント事業」の2つの事業を展開しております。

マーケティング事業は、「マーケティングソリューション領域」と「ブランド・メディア開発領域」の2領域から構成されます。マーケティングソリューション領域においては、企業のPR・プロモーションを主にデジタル・SNS領域で支援しております。ブランド・メディア開発領域においては、海外ブランドの輸入販売や自社メディアの開発・運営を行っております。

インベストメント事業は、保有する資金を効果的、効率的に運用するため、非上場会社等への投資を行っております。

(9) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

①当社

本社：東京都渋谷区東三丁目16番3号

②子会社

株式会社MimiTV 本社：東京都渋谷区東三丁目16番3号

株式会社クレマン斯拉ボラトリー 本社：東京都渋谷区東三丁目16番3号

(10) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
138名	21名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。
2. 従業員数には、当社グループ外への出向者は含まれておりません。
3. 従業員数が増加した主な理由は、事業拡大を目的とした採用によるものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
138名	24名増	31.8歳	4.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。
2. 従業員数が増加した主な理由は、事業拡大を目的とした採用によるものであります。

(11) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	600,000千円
三井住友信託銀行株式会社	100,000千円

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,608,000株
 (3) 株主数 2,571名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
岡本伊久男	1,664,600株	23.20%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	561,500	7.83
クレディ・スイス証券(株)	287,400	4.01
(株)日本カストディ銀行(信託口)	254,100	3.54
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	234,300	3.27
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	150,409	2.10
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	148,291	2.07
J P モルガン証券(株)	146,400	2.04
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	142,100	1.98
山沢滋	125,700	1.75

(注) 1. 当社は、自己株式を433,685株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(注) 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	1個当たりの発行価額	1株当たりの行使価額	行使期間
第4回新株予約権	2,577個	515,400株 (新株予約権1個につき200株)	700円	334円	2018年7月1日 ～2025年4月23日
第5回新株予約権	545個	109,000株 (新株予約権1個につき200株)	100円	1,132円	2019年7月1日 ～2028年3月22日
第6回新株予約権	600個	120,000株 (新株予約権1個につき200株)	1,000円	1,132円	2018年9月23日 ～2028年3月22日

(2) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役 (社外取締役を除く)		社外取締役		監査役	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第4回新株予約権	1,428個 (285,600株)	3名	—	—	86個 (17,200株)	2名
第5回新株予約権	75個 (15,000株)	1名	—	—	—	—
第6回新株予約権	600個 (120,000株)	1名	—	—	—	—

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	岡本伊久男	会長
代表取締役	黒川涼子 (戸籍名:佐々井涼子)	社長 (株)MimiTV 代表取締役社長 (株)クレマン斯拉ボラトリー 取締役
取締役	田中隼人	CF0 (株)クレマン斯拉ボラトリー 取締役
取締役	本田哲也	(株)本田事務所 代表取締役社長
取締役	石川森生	Mr. Yook(株) 代表取締役社長 (株)ディノス・セシール CECO
取締役	小柳津林太郎	(株)GHOST 代表取締役CEO (株)SuppleX 代表取締役
常勤監査役	郭翔愛	
監査役	都賢治	税理士 (株)アルタス 代表取締役 (株)アイスタイル 社外監査役 (株)サイバー・バズ 社外監査役
監査役	橋岡宏成	弁護士 (株)くふうカンパニー 社外取締役 ノイルイミュン・バイオテック(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役 本田哲也氏、取締役 石川森生氏及び取締役 小柳津林太郎氏は社外取締役であります。
2. 監査役 都賢治氏及び監査役 橋岡宏成氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 本田哲也氏、取締役 石川森生氏及び取締役 小柳津林太郎氏、監査役 都賢治氏及び監査役 橋岡宏成氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 監査役 都賢治氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「重要な子会社の状況」（8頁）に記載の当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容に関する決定方針等

当社は、2021年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を、以下の内容で決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針

1. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針並びに各報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

<社内取締役・社外取締役共通の方針>

- (1) 2021年7月以降は報酬委員会を設置し、報酬委員会に、本方針に沿った取締役の報酬等の案の策定を委任する。
- (2) 報酬委員会の構成は経産省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」等に準拠することを前提とする。
- (3) 報酬等の種類は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用しない。なお、年間の金銭報酬額として決定した額を12等分した額を、月例の固定金銭報酬（以下「固定報酬」という）とする。
- (4) 2006年2月8日の臨時株主総会決議に基づき、取締役の報酬総額は年額200,000千円を限度とする。

<社内取締役に関する方針>

(1) 役職に応じた報酬基準額を、当社の過去実績や他の国内企業の社内取締役に対する固定報酬に関する調査結果、同種または同規模の国内企業の取締役報酬額を参考に定めたうえで、以下を勘案のうえで報酬委員会により策定し、決定する。

(イ) 前期の当社グループの業績

(ロ) 前期に当社グループ内で担った役割

(ハ) 当期に当社グループ内で担う役割

(2) 取締役としての報酬と委任型執行役員としての報酬は区分せず、各取締役兼委任型執行役員の報酬額の合計が、取締役報酬総額の枠内となるよう配分する。

<社外取締役に関する方針>

以下を勘案のうえで報酬委員会により策定し、決定する。

(1) 第三者が実施した、他の国内企業の社外取締役に対する固定報酬に関する調査結果

(2) 経歴等より期待される貢献

2. 取締役に対し報酬等を与える時期

固定報酬は任期中となる7月から翌年の6月までの職務の執行の対価として定期的に支払うものとし、毎月末において締め切り、翌月25日に支払うものとする。ただし、支払日が休日若しくは銀行休業日に当たるときはその前営業日に繰り上げて支払う。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項
該当なし

②2021年7月より2022年6月における取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等については、社外取締役を委員長とした報酬委員会において、審議・提案され、報酬委員会の答申を受けて取締役会で決議しているため、その内容が当該方針に沿うものであると判断しています。

③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

	人数 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		
			基本報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬
取締役 (うち社外取締役)	6 (3)	82,411 (13,200)	82,411 (13,200)	-	-
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	8,400 (4,800)	8,400 (4,800)	-	-
合計 (うち社外役員)	9 (5)	90,811 (18,000)	90,811 (18,000)	-	-

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2006年2月8日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内と定められております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。
 3. 監査役の報酬限度額は、2006年2月8日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と定められております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 本田哲也氏は、(株)本田事務所の代表取締役社長であります。当社と(株)本田事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 石川森生氏は、Mr. Yook(株)の代表取締役社長及び(株)ディノス・セシールのCECOであります。当社とMr. Yook(株)及び(株)ディノス・セシールとの間には特別な関係はありません。
- ・取締役 小柳津林太郎氏は、(株)GHOSTの代表取締役CEO及び(株)SuppleXの代表取締役であります。当社と(株)GHOST及び(株)SuppleXとの間に特別な関係はありません。
- ・監査役 都賢治氏は、(株)アルタスの代表取締役、(株)アイスタイル及び(株)サイバー・バズの社外監査役であります。当社と(株)アルタス、(株)アイスタイル、(株)サイバー・バズとの間には特別な関係はありません。
- ・監査役 橋岡宏成氏は、(株)くふうカンパニーの社外取締役及びノイルイミュン・バイオテック(株)の社外監査役であります。当社と(株)くふうカンパニー及びノイルイミュン・バイオテック(株)との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席・発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務
取締役 本田 哲也	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、会社経営やマーケティング・PR事業に関する知識と経験から意見を述べるなど、取締役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の意思決定及び主にPR事業に関する意思決定について、中立かつ客観的な観点から議論に参加することで、取締役会に対する監督機能を担っております。
取締役 石川 森生	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、会社経営やマーケティング・EC事業に関する知識と経験から意見を述べるなど、取締役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の意思決定及び主にEC事業に関する意思決定について、中立かつ客観的な観点から議論に参加することで、取締役会に対する監督機能を担っております。
取締役 小柳津 林太郎	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、会社経営やマーケティング・PR事業に関する知識と経験から意見を述べるなど、取締役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役会の意思決定並びに主にPR事業及びコンシューマーサービスに関する意思決定について、中立かつ客観的な観点から議論に参加することで、取締役会に対する監督機能を担っております。
監査役 都 賢治	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、監査役会13回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 橋岡 宏成	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、監査役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

P w C あらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などを検討し、職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つであると認識しており、事業投資による利益成長、企業価値向上を最優先事項としつつ、一時的に業績のブレが生じても安定的に還元ができるよう「1株当たり配当額の継続的な増加」と「DOE（自己資本配当率）4%以上」を配当の基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、2022年5月13日の取締役会決議により1株当たり金16円といたしました。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	4,461,382	流動負債	1,899,813
現金及び預金	1,607,873	買掛金	506,910
売掛金	1,004,816	短期借入金	700,000
営業投資有価証券	1,762,094	未払法人税等	121,080
商 品	22,656	契 約 負 債	20,845
仕 掛 品	29,389	未払消費税等	338,991
そ の 他	35,570	そ の 他	211,985
貸倒引当金	△1,018	固定負債	19,550
固定資産	250,193	資産除去債務	19,550
有形固定資産	60,185	負債合計	1,919,363
建物	70,811	(純資産の部)	
減価償却累計額	△21,029	株主資本	2,789,754
工具、器具及び備品	50,865	資 本 金	564,855
減価償却累計額	△40,462	資本剰余金	545,344
無形固定資産	103,310	資本準備金	239,471
の れ ん	25,241	その他資本剰余金	305,873
ソフトウェア	77,887	利益剰余金	1,977,106
そ の 他	181	その他利益剰余金	1,977,106
投資その他の資産	86,696	繰越利益剰余金	1,977,106
敷 金	58,999	自己株式	△297,551
繰延税金資産	27,697	新株予約権	2,458
		純資産合計	2,792,212
資産合計	4,711,576	負債・純資産合計	4,711,576

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,557,825
売 上 原 価		4,626,763
売 上 総 利 益		1,931,062
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,337,663
営 業 利 益		593,398
営 業 外 収 益		
助 成 金 収 入	3,240	
受 取 管 理 料	1,450	
雑 収 入	936	
そ の 他	11	5,638
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,244	
そ の 他	1	7,245
経 常 利 益		591,790
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	34	34
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		591,824
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	196,374	
法 人 税 等 調 整 額	△4,318	192,056
当 期 純 利 益		399,768
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		399,768

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余 金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余 金 合 計
当連結会計年度期首残高	561,192	540,192	—	540,192	1,688,153	1,688,153
会計方針の変更による累積的影響額					△4,160	△4,160
会計方針の変更を反映した当期首残高	561,192	540,192	—	540,192	1,683,993	1,683,993
当連結会計年度変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	3,662	3,662		3,662		
剰 余 金 の 配 当					△106,655	△106,655
親会社株主に帰属する当期純利益					399,768	399,768
自 己 株 式 の 取 得						
資本準備金からその他 資本剰余金への振替		△304,383	304,383	—		
株式交付による増加			1,489	1,489		
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）						
当連結会計年度変動額合計	3,662	△300,721	305,873	5,152	293,113	293,113
当連結会計年度末残高	564,855	239,471	305,873	545,344	1,977,106	1,977,106

	自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	△304,383	2,485,155	2,492	2,487,647
会計方針の変更による累積的影響額		△4,160		△4,160
会計方針の変更を反映した当期首残高	△304,383	2,480,994	2,492	2,483,487
当連結会計年度変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）		7,324		7,324
剰 余 金 の 配 当		△106,655		△106,655
親会社株主に帰属する当期純利益		399,768		399,768
自 己 株 式 の 取 得	△28	△28		△28
資本準備金からその他 資本剰余金への振替		—		—
株式交付による増加	6,860	8,350		8,350
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）			△34	△34
当連結会計年度変動額合計	6,831	308,759	△34	308,725
当連結会計年度末残高	△297,551	2,789,754	2,458	2,792,212

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,980,628	流 動 負 債	1,936,764
現金及び預金	1,078,686	買 掛 金	698,299
売 掛 金	953,147	短 期 借 入 金	700,000
営業投資有価証券	1,762,094	未 払 金	93,674
商 品	22,043	未 払 費 用	103,227
仕 掛 品	25,124	未 払 法 人 税 等	11,958
前 払 費 用	21,854	未 払 消 費 税 等	297,914
そ の 他	118,715	契 約 負 債	20,845
貸倒引当金	△1,037	預 り 金	6,786
		そ の 他	4,058
固 定 資 産	347,132	固 定 負 債	19,550
有 形 固 定 資 産	59,801	資 産 除 去 債 務	19,550
建 物	70,811		
減価償却累計額	△21,029	負 債 合 計	1,956,315
工具、器具及び備品	50,480	(純 資 産 の 部)	
減価償却累計額	△40,462	株 主 資 本	2,368,987
無 形 固 定 資 産	77,044	資 本 金	564,855
ソフトウェア	76,863	資 本 剰 余 金	545,344
そ の 他	181	資 本 準 備 金	239,471
投資その他の資産	210,285	その他資本剰余金	305,873
関係会社株式	133,504	利 益 剰 余 金	1,556,339
敷 金	58,999	その他利益剰余金	1,556,339
繰延税金資産	17,782	繰越利益剰余金	1,556,339
		自 己 株 式	△297,551
		新 株 予 約 権	2,458
		純 資 産 合 計	2,371,445
資 産 合 計	4,327,761	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,327,761

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,570,416
売 上 原 価		4,218,381
売 上 総 利 益		1,352,035
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,236,671
営 業 利 益		115,363
営 業 外 収 益		
受 取 管 理 料	80,650	
助 成 金 収 入	3,240	
そ の 他	930	84,820
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,244	
そ の 他	0	7,245
経 常 利 益		192,939
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	34	34
税 引 前 当 期 純 利 益		192,973
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	53,556	
法 人 税 等 調 整 額	△237	53,318
当 期 純 利 益		139,655

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当事業年度期首残高	561,192	540,192	—	540,192	1,526,410	1,526,410
会計方針の変更による累積的影響額					△3,071	△3,071
会計方針の変更を反映した当期首残高	561,192	540,192	—	540,192	1,523,339	1,523,339
事業年度中の変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	3,662	3,662		3,662		
剰余金の配当					△106,655	△106,655
当期純利益					139,655	139,655
自己株式の取得						
資本準備金からその他 資本剰余金への振替		△304,383	304,383	—		
株式交付による増加			1,489	1,489		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	3,662	△300,721	305,873	5,152	33,000	33,000
当事業年度末残高	564,855	239,471	305,873	545,344	1,556,339	1,556,339

	自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
当事業年度期首残高	△304,383	2,323,412	2,492	2,325,905
会計方針の変更による累積的影響額		△3,071		△3,071
会計方針の変更を反映した当期首残高	△304,383	2,320,341	2,492	2,322,833
事業年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)		7,324		7,324
剰余金の配当		△106,655		△106,655
当期純利益		139,655		139,655
自己株式の取得	△28	△28		△28
資本準備金からその他 資本剰余金への振替		—		—
株式交付による増加	6,860	8,350		8,350
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△34	△34
事業年度中の変動額合計	6,831	48,646	△34	48,612
当事業年度末残高	△297,551	2,368,987	2,458	2,371,445

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

トレンダーズ株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 光 廣 成 史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トレンダーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンダーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

トレンダーズ株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 光 廣 成 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トレンダーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

トレンダーズ株式会社	監査役会
監査役(常勤) 郭	翔 愛 (印)
監査役	都 賢 治 (印)
監査役	橋 岡 宏 成 (印)

(注) 監査役都賢治及び監査役橋岡宏成は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、当社及び当社子会社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。
- (3) 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できる旨の規定として、現行定款第30条（社外取締役との責任限定契約）及び第41条（社外監査役との責任限定契約）を変更案第30条（取締役の責任免除）及び第41条（監査役の責任免除）としたうえで、それぞれ第1項の新設と第2項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第30条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (4) その他、記載事項の明確化等のため、規定の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(1)～(18) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(19)前各号に付帯・関連する一切の業 務</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(18) (現行どおり)</p> <p><u>(19)電気通信事業</u></p> <p><u>(20)化粧品、健康食品、美容機器、化粧品雑貨、健康器具、医薬品及び医療機器等の企画、開発、製造、輸出入、販売及び卸並びにこれらの仲介、代行及び代理に関する事業</u></p> <p><u>(21)医療、ヘルスケア及び美容サロン関連事業の営業、調査、マーケティング支援に関する事業</u></p> <p><u>(22)医療、ヘルスケア及び美容サロン関連の施設の経営、経営受託及び経営支援に関する事業</u></p> <p><u>(23)医療、ヘルスケア関連事業の経営支援、採用支援及び教育支援に関する事業</u></p> <p><u>(24)美容サロンの経営並びに経営支援、採用支援及び教育支援に関する事業</u></p> <p><u>(25)医療、ヘルスケア及び美容サロン関連の施設向け器材その他動産の賃貸及び管理並びにこれらの仲介、代行及び代理に関する事業</u></p> <p><u>(26)不動産の販売、賃貸及びその管理並びにこれらの仲介、代行及び代理に関する事業</u></p> <p><u>(27)前各号に付帯・関連する一切の業務</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 (条文省略) 2. 株主名簿管理人及びその取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し、定める。</u> 3. (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(28)前各号の事業を営む会社の株式又は持ち分を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 (現行どおり) 2. 株主名簿管理人及びその取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。<u>ただし、複数の株主を代理人とする場合には、当会社の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第30条 (新 設)</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、<u>法令が定める額とする。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、<u>その任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第41条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、<u>法令が定める額とする。</u></p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査役の責任免除</u>) 第41条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役</u> (<u>監査役であったものを含む。</u>) の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、その</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、<u>法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>1. 変更前定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第14条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定に関わらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日いずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	
1	岡本 伊久男	当社代表取締役会長	再任
2	黒川 涼子	当社代表取締役社長	再任
3	田中 隼人	当社取締役CFO	再任
4	本田 哲也	当社社外取締役	再任 社外 独立
5	石川 森生	当社社外取締役	再任 社外 独立
6	横山 隆治	-	新任 社外

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式の 数
1	おかもといくお 岡本伊久男 (1970年1月28日)	1997年10月 株式会社シーアイエー入社 2000年7月 株式会社マクロミル入社、執行役員 就任 2001年4月 同社取締役就任 2003年9月 同社取締役CFO就任 2007年5月 当社顧問就任 2008年10月 株式会社メディアフラッグ非常勤監 査役就任 2009年9月 株式会社マクロミル常勤監査役就任 2010年6月 当社監査役就任 2011年3月 当社社外取締役就任 2011年10月 当社取締役就任 2014年5月 当社代表取締役社長就任 2015年4月 株式会社Smarprise取締役就任 2017年7月 当社代表取締役 社長執行役員CEO就 任 2018年5月 株式会社BLT代表取締役社長就任 2020年4月 当社代表取締役会長就任 (現任)	1,664,600株
<p><選任理由></p> <p>岡本伊久男氏は、当社の取締役として11年間、うち代表取締役として8年間当社の経営を担っており、長年に亘る経営経験を有するとともに、経営及び事業全般に関わる重要事項の判断を行ってまいりました。今後も当社グループが持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	黒川涼子 (戸籍名:佐々井涼子) (1974年9月3日)	1997年4月 株式会社東京スタイル入社 2000年10月 テンプスタッフ株式会社入社 2004年9月 ドクターカナコ株式会社入社 2006年8月 当社入社 2012年7月 当社執行役員就任 2014年6月 当社取締役就任 2015年6月 当社取締役兼常務執行役員就任 2017年7月 当社取締役 副社長執行役員COO就任 2018年5月 株式会社BLT取締役就任 2018年5月 株式会社MimiTV代表取締役社長就任 2019年6月 株式会社BLT監査役就任 2020年4月 当社代表取締役社長就任 (現任) 2022年2月 株式会社クレマン斯拉ボラトリー取締役就任 (現任)	30,000株

<選任理由>

黒川涼子氏は、2006年の入社以降、当社グループの基幹事業であるマーケティング事業の立ち上げと収益化及び事業拡大に多大なる貢献をして参りました。加えて、当社グループの役員を歴任することで当社グループの経営に携わり、長年に亘る経営および事業統括の経験を有しております。これらの実績から適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	田中隼人 (1989年8月5日)	2014年4月 当社入社 2018年4月 当社執行役員CFO就任 2020年6月 当社取締役CFO就任 (現任) 2022年2月 株式会社クレマン斯拉ボラトリー取締役就任 (現任)	0株

<選任理由>

田中隼人氏は、2014年の入社以来、経理財務・法務・IR・経営企画・M&A等に幅広く携わり、2018年以降は執行役員CFO、2020年6月以降は取締役CFOとして財務や会計に関する専門知識と経験を活かして当社グループの発展に貢献して参りました。これらの実績から適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	ほんだてつや 本田哲也 (1970年8月7日)	1995年4月 株式会社セガ入社 1999年8月 フライシュマン・ヒラード・ジャパン株式会社入社 2006年8月 ブルーカレント・ジャパン株式会社設立、代表取締役社長就任 2019年4月 株式会社本田事務所設立、代表取締役社長就任（現任） 2019年6月 当社社外取締役就任（現任）	0株
<p><選任理由及び期待される役割の概要></p> <p>本田哲也氏は、外資系PR会社の代表として長年経営に携わるとともに、PR業界の第一人者としての豊富な知見と当社事業領域への深い見識を有しており、当該知見を活かして特にPR事業について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	いしかわもりう 石川森生 (1984年7月31日)	2008年4月 SBIホールディングス株式会社入社 2010年1月 SBIナビ株式会社(現・ナビプラス株式会社)設立 2011年6月 マガシーク株式会社入社 2014年1月 株式会社TUKURU設立、代表取締役社長就任 2016年2月 株式会社ディノス・セシール入社、CECO就任（現任） 2019年11月 Mr. Yook株式会社設立、代表取締役社長就任（現任） 2020年6月 当社社外取締役就任（現任）	0株
<p><選任理由及び期待される役割の概要></p> <p>石川森生氏は、会社経営に関する経験と知識に加え、数多くのEC事業責任者を歴任しており、当社の注力領域であるEC事業への豊富な見識を有しております。当該知見を活かして特にEC事業について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等頂くことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	※ よこやま りゅうじ 横山 隆 治 (1958年9月29日)	1982年4月 株式会社旭通信社（現株式会社ADKホールディングス）入社 1996年12月 デジタルアドバタイジングコンソーシアム株式会社 代表取締役副社長就任 2008年7月 株式会社ADKインタラクティブ代表取締役社長就任 2011年4月 有限会社シックスサイト代表取締役社長就任（現任） 2011年6月 株式会社デジタルインテリジェンス代表取締役社長就任 2014年10月 株式会社ベストインクラスプロデューサーズ取締役就任（現任）	0株
<p><選任理由及び期待される役割の概要></p> <p>横山隆治氏は、会社経営に関する経験と知識に加え、インターネット関連事業を提供する企業において長年に亘り数多くの事業に携わった経験により培った広告・マーケティング業界や関する豊富な見識を有しております。このことから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 横山隆治氏を除く各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 横山隆治氏と当社の間には、2022年3月期において480万円の業務委託等の取引がありますが、当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係の観点から重要性はありません。
4. 本田哲也氏、石川森生氏及び横山隆治氏は、社外取締役候補者であります。
5. 本田哲也氏及び石川森生氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本田哲也氏が本株主総会終結の時をもって3年、石川森生氏が本株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、社外取締役 本田哲也氏及び石川森生氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。なお、両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 社外取締役候補者の横山隆治氏の選任が承認された場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

8. 当社は、本田哲也氏及び石川森生氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

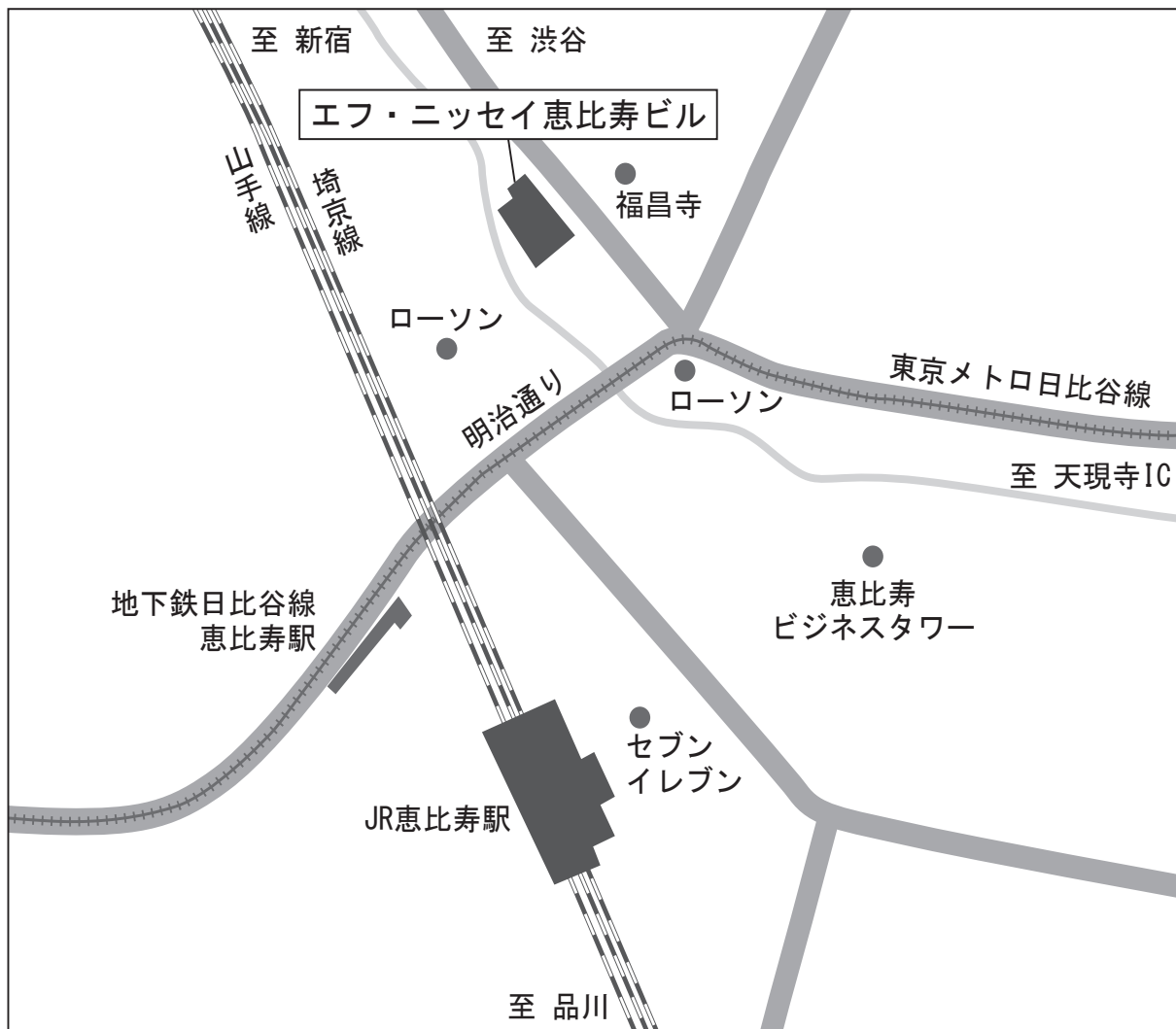
以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区東三丁目16番3号
エフ・ニッセイ恵比寿ビル1階 貸会議室（セミナールーム）



(会場への交通機関)

- JR「恵比寿駅」下車
東口改札（3階）より徒歩約3分
- 東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車
①番出口より徒歩約4分